

建設業法オンライン研修会

～違反事例から学ぶ建設業コンプライアンス～

※令和6年改正法に対応(令和8年2月1日時点)

福岡県建築都市部建築指導課

目次

I 令和6年6月法改正について	
1 第三次担い手3法改正の概要	1
2 建設業法における主な改正内容	4
3 建設工事費高騰への対応に伴う建設業法 施行令の改正	6
II 建設業法に基づく監督処分について	
1 監督処分	7
2 福岡県の監督処分の状況	9
III 請負契約の適正化	
1 無許可業者による軽微でない工事の請負禁止	10
2 下請額の総額の制限(特定建設業の許可)	13
3 無届営業所での営業の禁止	14
4 見積書・請負契約書の作成	15
5 経営事項審査の適正な受審	18
IV 適正な工事の施工	
1 施工体制台帳及び施工体系図の作成	19
2 一括下請負の禁止	22
3 主任技術者・監理技術者の配置	24
4 主任技術者・監理技術者の兼任	27
5 法令の遵守	31
6 建設業における時間外労働の上限規制	33
V 下請人との適正な取引の推進	
1 適正な工期の設定	34
2 適正な請負代金の設定	35
3 適正な検査及び引渡し	37
4 適正な下請負費の支払い	38
VI 参考資料	
建設業に関する各種相談窓口	40
建設キャリアアップシステム(CCUS)	41
建設業法において請負額によって適用が変わる 規定(まとめ)	43

I 令和6年6月法改正について

1 第三次担い手3法改正の概要

① 担い手3法とは

担い手3法とは、次の3つの法律をいいます。

○ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図るための法律

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図るための法律(略称「入契法」)

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進するための法律(略称「品確法」)

② 改正の背景

担い手3法は、建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保のため、平成26年及び令和元年に改正されました。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少が著しいため、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、令和6年6月に「持続可能な建設業の実現」と「必要な担い手の確保」を目的として改正されました。(第三次担い手3法改正)

③ 第三次担い手3法の全体像

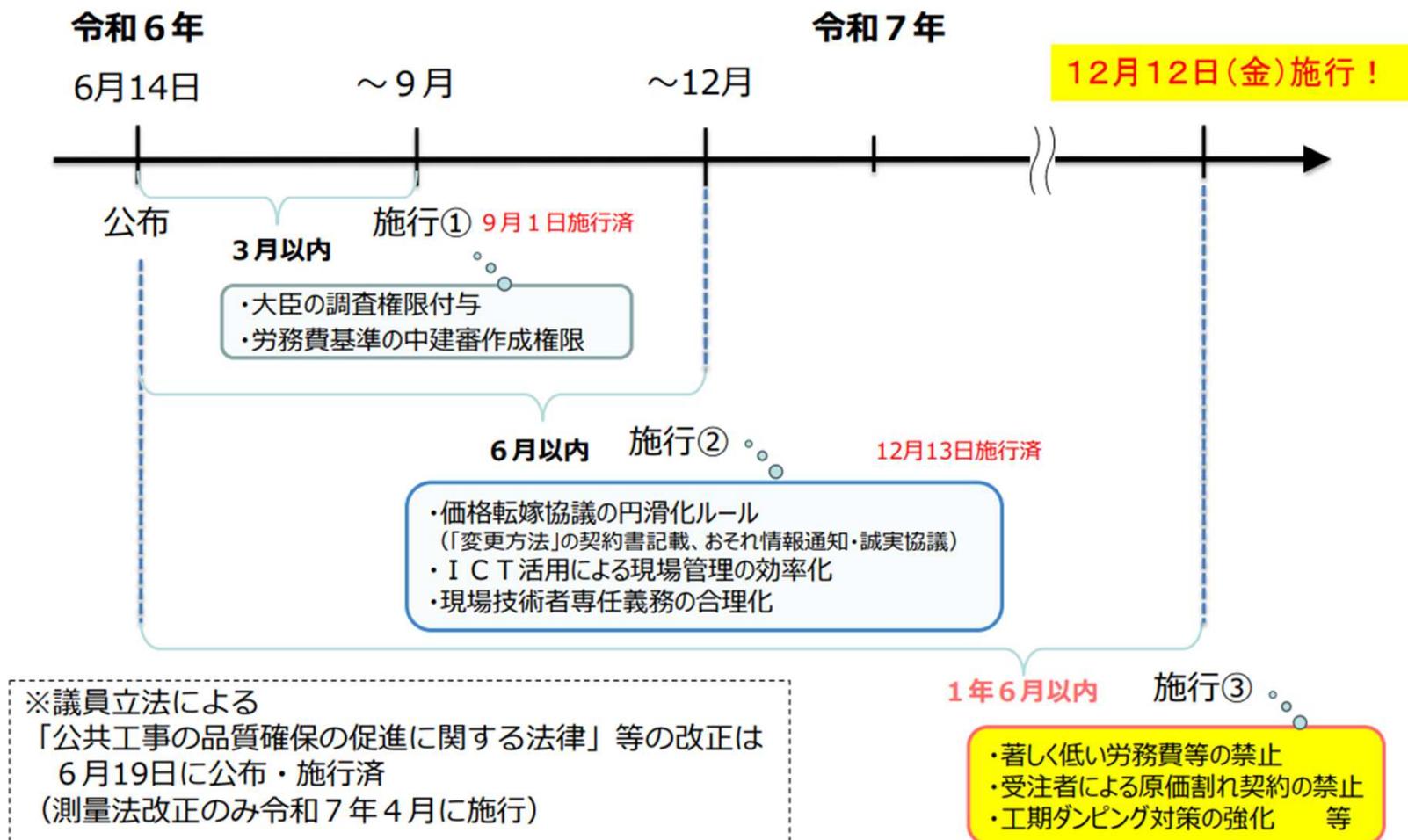
(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用 (変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化 	
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入) 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



2 建設業法における主な改正内容

第三次担い手3法改正における「建設業法」の主な改正内容と施行時期は、次のとおり。

① 労働者の処遇改善

改正内容	改正後の条文	施行時期
ア 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化	第25条の27第2項	令和6年12月13日
⇒ 国は建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告	第40条の4	令和6年9月1日
イ 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告	第34条第2項	令和6年9月1日
ウ 著しく低い労務費等による建設業者の見積りや注文者の見積り依頼を禁止	第20条第2・6項	令和7年12月12日
エ 受注者※である建設業者は、正当な理由なしに「原価割れ契約」の締結が禁止 ※注文者は、従前から「原価割れ契約」の締結が禁止されている。	第19条の3第2項	令和7年12月12日

② 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

改正内容	改正後の条文	施行時期
ア 受注者である建設業者は、資材高騰など請負額に影響を及ぼす情報を契約締結までに注文者に通知しなければならない。	第20条の2第2項	令和6年12月13日
イ 資材高騰等による請負代金の「変更方法」が契約書記載事項として明確化	第19条第1項第8号	令和6年12月13日
ウ 「アの通知」を行った建設業者が資材高騰時に「イの変更方法」に基づいて契約変更の協議を申し出た場合は、注文者は誠実に協議に応じる努力義務	第20条の2第4項	令和6年12月13日

③ 働き方改革と生産性向上

改正内容	改正後の条文	施行時期
<p>ア 長時間労働抑制のため、受注者※である建設業者は「著しく短い工期」による請負契約の締結が禁止</p> <p>※注文者は、従前から「著しく短い工期」による請負契約の締結が禁止されている。</p>	第19条の5第2項	令和7年12月12日
<p>イ 特定建設業者※に対しICT活用による現場管理を努力義務化</p> <p>※公共工事は「建設業者」の全てにICT活用が努力義務化(入契法第16条)</p>	第25条の28第1項	令和6年12月13日
<p>ウ ICT活用による生産性向上のため、工事現場ごとに専任で置くべき主任技術者・監理技術者の専任義務を合理化(他の工事現場に専任で置くべき主任技術者・監理技術者との兼任が一定の要件のもとに緩和された。)</p>	第26条第3項第1号	令和6年12月13日
<p>エ ICT活用による生産性向上のため、営業所技術者及び特定営業所技術者の専任義務を合理化(工事現場に専任で置くべき主任技術者・監理技術者との兼任が一定の要件のもとに可能となった。)</p>	第26条の5	令和6年12月13日

Ⅱ 建設業法に基づく監督処分について

1 監督処分

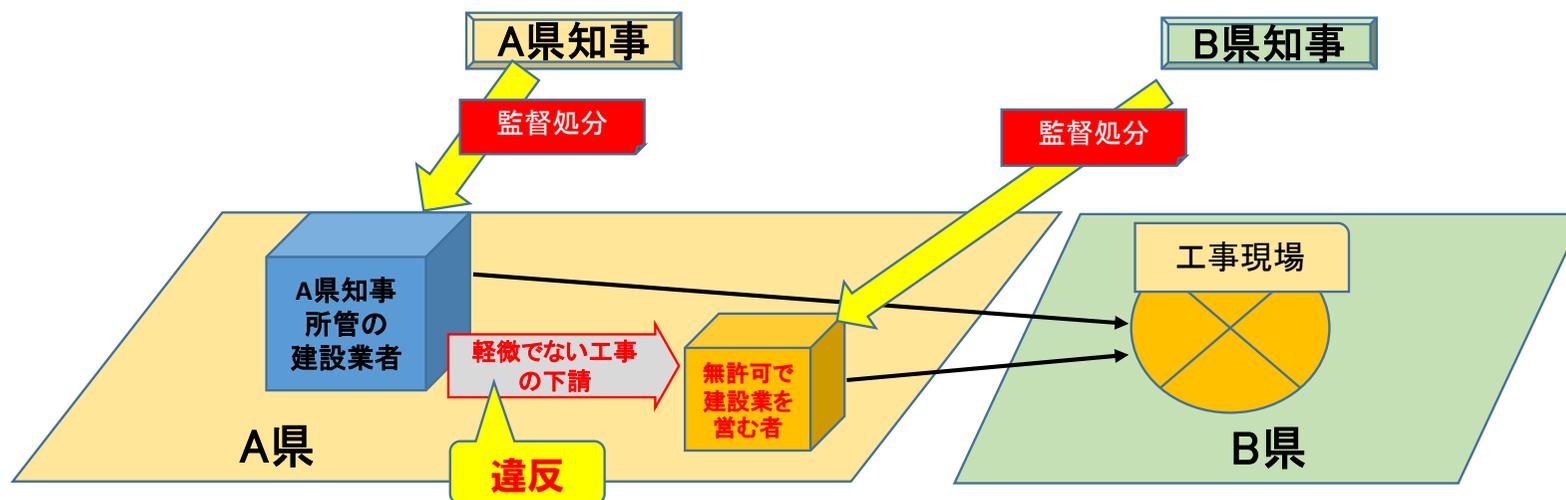
建設業の許可を得た者(以下「建設業者」という。)及び無許可で建設業を営む者が建設業法に違反した場合は、監督官庁による行政処分が行われる。

建設業法においては、「建設業に関し他の法令に違反したとき」や「建設工事請負契約に関し不誠実な行為をしたとき」も処分が行われることがあるので、建設業法以外の関係法令も遵守し、請負契約を誠実に履行する必要がある。

① 監督官庁

- 建設業者が違反した場合は、原則として許可を行った国土交通大臣・都道府県知事【法28条1項】
- 無許可で建設業を営む者が違反した場合は、請負工事の場所を管轄する都道府県知事【同条2項】

【例:A県内の「建設業者」と「無許可で建設業を営む者」が、B県内での工事について軽微でない工事の下請を締結。】



② 監督処分の種類と効果

処分の種類	処分の効果	指名停止等(福岡県)	経営事項審査
許可取消 【法29条・29条の2】	<ul style="list-style-type: none"> ●処分後は軽微な工事しか請け負えない。 ※ 軽微な工事:500万円(建築一式は1,500万円)未満の工事 ●取消理由が「許可の不正取得」や「情状が特に重い」、「営業停止処分違反」である場合、許可取消後5年間は許可を受けられない。【法8条2号】 ※ 法人の役員等には、併せて5年間の営業禁止処分 ●処分を受ける前に請け負った工事は施工可能 ※ 注文者への2週間以内の通知が必要【法29条の3】 	入札参加資格の要件を満たさないため、入札に参加できない。	再度許可を受けるまでは、経営事項審査の申請ができない。
営業停止 (1年以内の監督官庁が定めた期間) 【法28条3項】	<ul style="list-style-type: none"> ●停止された期間及び営業の範囲は、入札、見積り等も含めて一切の営業ができない。 ※ 軽微な工事も営業できない。 ※ 法人の役員等には、同一の期間及び営業の範囲で営業禁止処分あり。 ●処分を受ける前に請け負った工事は施工可能 ※ 注文者への2週間以内の通知が必要【法29条の3】 	営業停止期間に応じた指名停止 (1～9カ月間)	対象年度の審査で減点
指示 【法28条1項】	<ul style="list-style-type: none"> ●営業の制限はない。 ●指示された事項を履行しない場合は、営業停止処分を受けることがある。 	指名停止 (1～2カ月間)	対象年度の審査で減点

2 福岡県の監督処分状況

処分の種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可取消	2件	1件	—	2件	3件	4件
内訳	○欠格要件該当 2件	○欠格要件該当 1件		○許可不正取得 2件	○欠格要件該当 1件 ○許可不正取得 1件 ○営業所不確知 1件	○許可不正取得 1件 ○営業所不確知 3件
営業停止	9件	5件	8件	22件	5件	6件
内訳	○無許可請負等 5件 ○その他業法違反 2件 ○他法令違反 2件	○無許可請負等 3件 ○その他業法違反 2件	○無許可請負等 1件 ○その他業法違反 6件 ○他法令違反 1件	○無許可請負等 20件 ○その他業法違反 1件 ○他法令違反 1件	○無許可請負 2件 ○他法令違反 2件 ○入札虚偽申請 1件	○無許可請負 3件 ○その他業法違反 3件
指 示	8件	10件	12件	4件	10件	5件
内訳	○無許可請負等 3件 ○その他業法違反 3件 ○他法令違反 2件	○無許可請負等 1件 ○その他業法違反 1件 ○他法令違反 8件	○無許可請負等 3件 ○その他業法違反 5件 ○他法令違反 4件	○その他業法違反 2件 ○他法令違反 2件	○その他業法違反 7件 ○他法令違反 3件	○その他業法違反 3件 ○他法令違反 2件
計	19件	16件	20件	28件	18件	15件

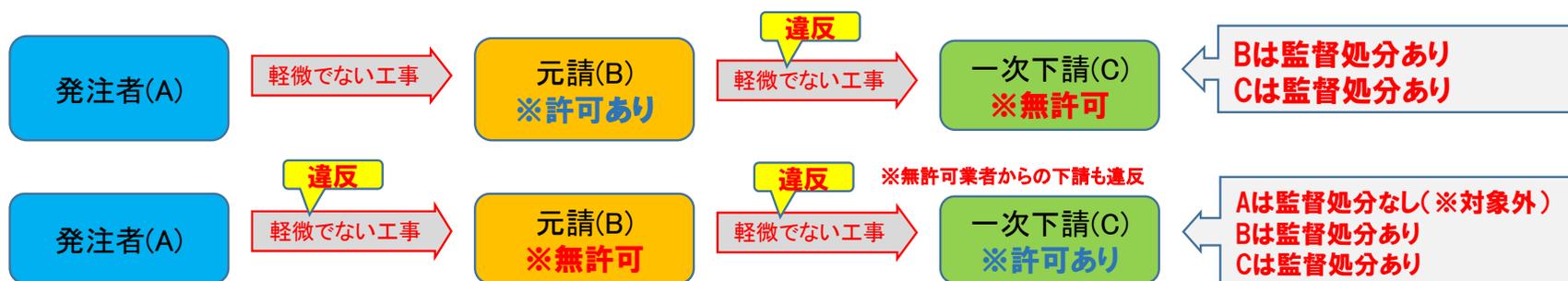
Ⅲ 請負契約の適正化

1 無許可業者による軽微でない工事の請負禁止

① 一般建設業の許可

軽微でない(500万円以上、建築一式は1,500万円以上)建設工事の請負には、建設業の許可が必要【法3条1項、令1条の2第1項】

○ 軽微でない建設工事の下請は、**元請と下請の双方**に建設業の許可が必要



○ 請負金額の考え方【令1条の2第3項】

請負費(税込) + 注文者(発注者又は元請)が材料を提供した場合は「材料の市場価格」及び「運送費」

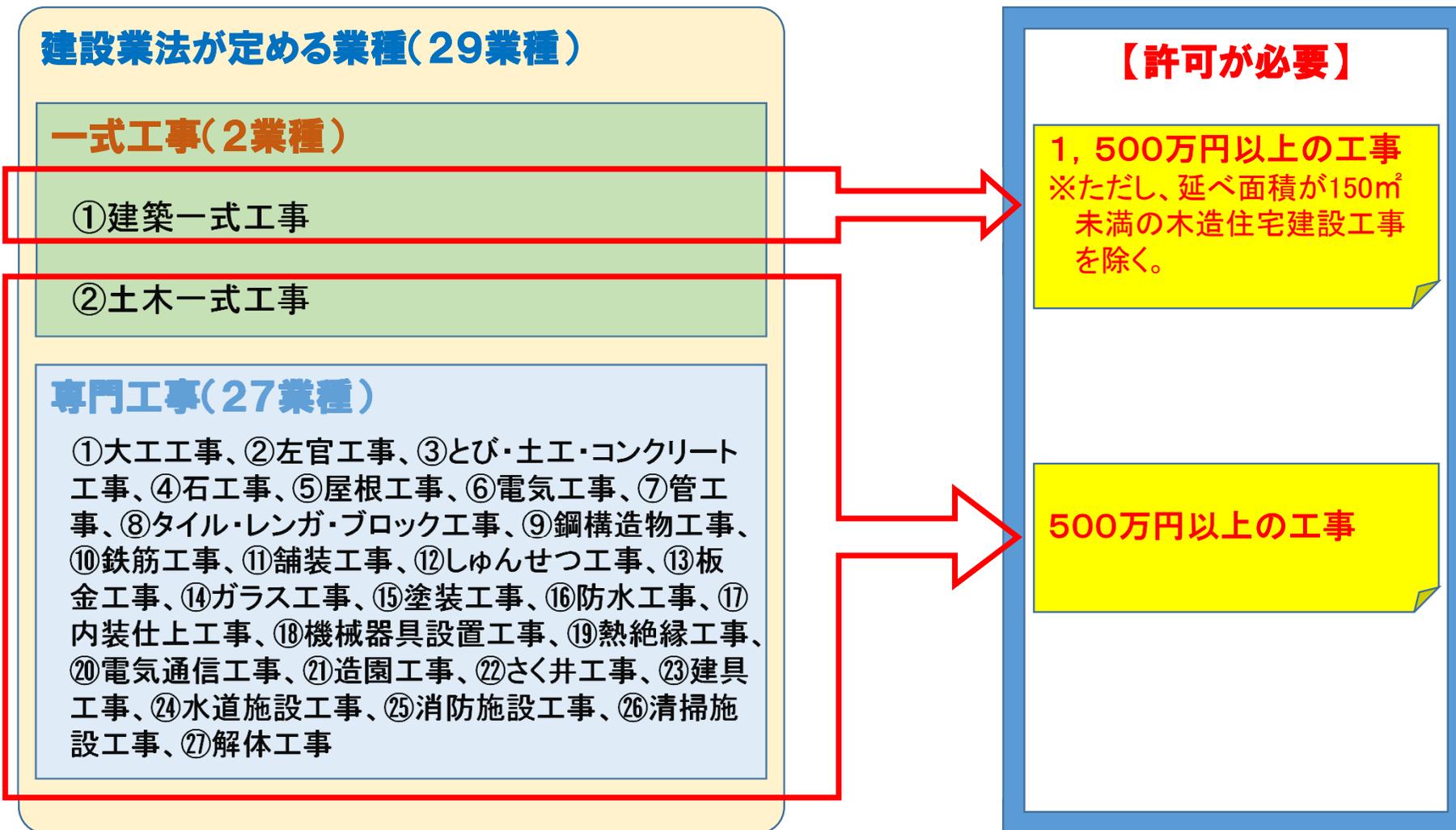
違反事例1

大型機械の販売・設置契約について、大型機械の代金も含めた契約額全体が建設工事請負費と判断された事例
 ・建設業の許可を受けていない機械製造会社が数千万円の大型機械の販売・設置契約を複数締結したところ、いずれも機械設置工事費だけでは500万円未満であったが、大型機械の販売費も含めた契約額全体が建設工事の請負費に当たるとして、営業停止処分を行ったもの。

違反事例2

許可が失効した下請人との間で下請契約を締結した事例
 ・公共工事において、過去から取引のあった建設業者が3年前に許可が失効していたことに気付かずに軽微でない工事の下請契約を締結した事案で、元請・下請の双方に重過失があったとして、営業停止処分を行ったもの。

② 建設業の許可は、請け負う工事に対応した業種ごとを取得することが必要【法3条2項】



③ 「業種ごとの許可」の例外

○ 一式工事に含まれる専門工事

土木・建築工事業を営む者が「一式工事に含まれる専門工事」を施工するには、当該専門工事に対応した業種の許可は不要。

ただし、当該専門工事が軽微でない場合は、専門工事に対応した主任技術者を配置して自ら施工するか、当該専門工事に対応した業種の許可を有する建設業者に下請させなければならない。

【法26条の2第1項】

○ 附帯工事※1

建設業者が「附帯工事」を施工するには、当該附帯工事に対応した業種の許可は不要※2。

ただし、当該附帯工事が軽微でない場合は、附帯工事に対応した主任技術者を配置して自ら施工するか、当該附帯工事に対応した業種の許可を有する建設業者に下請させなければならない。

【法4条・26条の2第2項】

※1 「附帯工事」とは、注文者の利便や工事の慣行等の観点から、主たる建設工事に付随して行われる一連・一体の工事。原則として主たる建設工事の工事価格を下回る。(例：管工事に伴う熱絶縁工事、屋根工事に伴う塗装工事など)

※2 不要となるのは「建設業法の許可」だけであり、電気工事業法や建設リサイクル法など他法が定める登録等の手続きは必要。

違反事例3

下請人が業種無許可であった事例

・管工事の許可しか持たない建設業者にメガソーラー建設工事(電気工事)について軽微でない工事を下請させたとして、元請人及び下請人である建設業者に対し、指示処分を行ったもの。

違反事例4

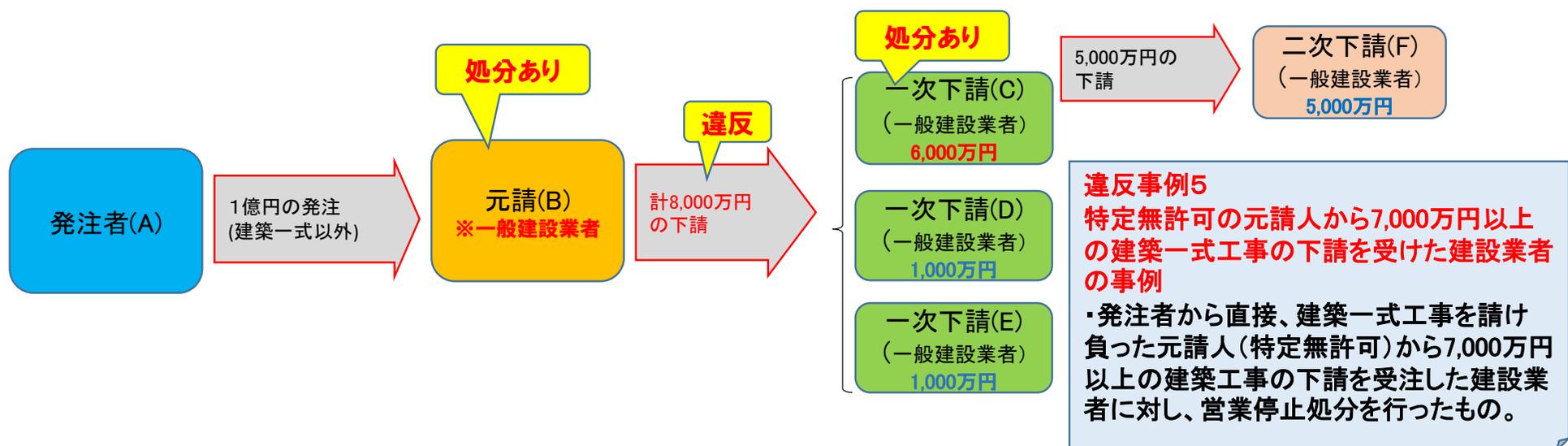
元請人の業種無許可により下請人も処分された事例

・電気工事業の許可を持つ建設業者が、内装仕上の許可しか持たない元請人から軽微でない電気工事の下請を受注したとして、元請人と下請人の双方に処分を行ったもの。

2 下請額の総額の制限(特定建設業の許可)

発注者から直接工事を請け負い、かつ、政令で定める額(5,000万円、建築一式の場合は8,000万円※)以上の下請契約を締結して施工する場合は、「特定建設業の許可」が必要【法16条、令2条】(令和7年2月1日改正)

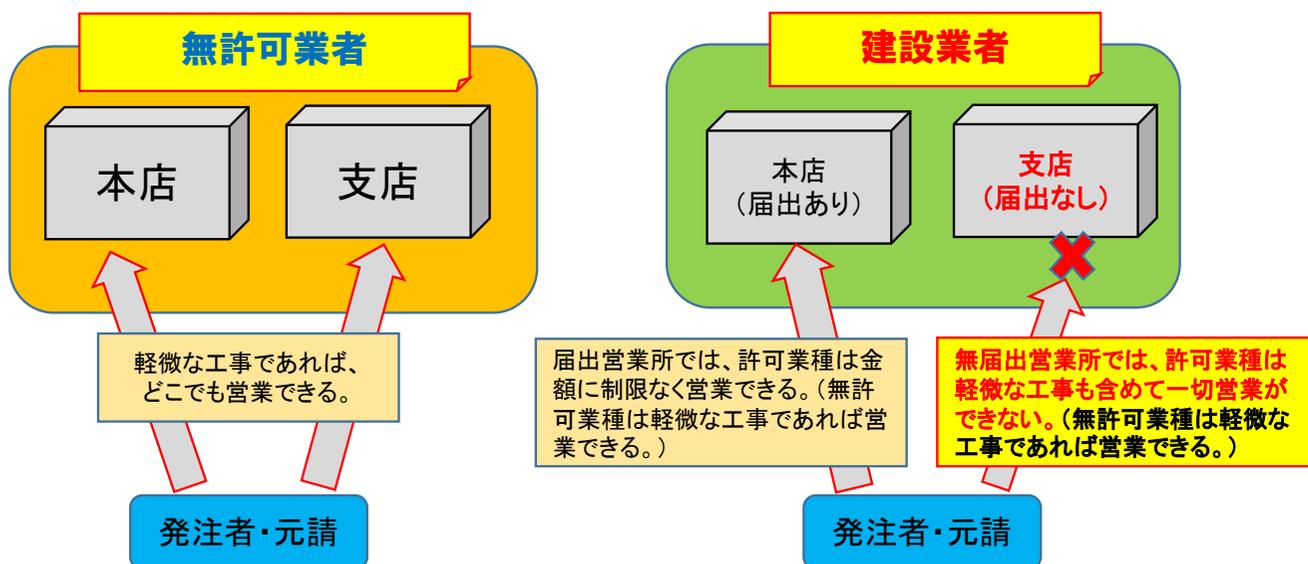
- 発注者から直接工事を請け負った「元請」と「一次下請」との間だけに適用される。
- 一次下請が複数いる場合は、下請契約額の総額で判断する。
- 下請負の金額は、請負費(税込)だけで考える。 ※元請が負担した材料費・運送費は含まない。
- 特定建設業の許可を持たずに政令で定める額以上の下請契約を締結した場合は、原則として元請だけが処分され、発注者や下請は処分されない。ただし、下請額が単独で政令で定める額以上となった一次下請(建設業者に限る)は処分される。【法28条1項7号】



3 無届営業所での営業の禁止

建設業者は、許可を受けた業種については、届出をしている営業所以外では営業することができない。【法3条1項】

- 「無許可業者」や建設業者であっても「許可を受けていない業種」については、適用されない。
- 許可を受けた業種については、届出をしていない営業所では「軽微な建設工事」も含めて一切営業ができない。
- 「営業」には、工事請負契約の締結だけでなく、見積り、入札などの「準備行為」も含まれる。
(ただし、単なる資材調達契約や役務契約など、工事請負でない契約は含まれない。)



違反事例6
無届営業所での軽微な工事の営業が処分された事例

- ・家庭用発電設備業者(電気工事の許可あり)に対し、無届の県外支店において、軽微な発電設備設置工事(電気工事)に係る見積りや契約を継続・反復して行っていたとして、指示処分を行ったもの。

4 見積書・請負契約書の作成

① 見積書の作成

建設業者は、工事請負契約の締結に当たって、工事の見積りを行うよう努めなければならない。

また、建設業者は、注文者から見積書を求められたときは、契約締結までに作成し、交付しなければならない。【法20条1項・4項後段】

○ 見積りは、工事の種別ごとに材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、安全衛生経費、建設業退職金共済掛金等の内訳、必要となる作業日数を明らかにするよう努めなければならない。

【法20条1項、省令13条の12】(令和7年12月12日改正)

○ 見積書に記載する材料費等の額は、通常必要と認められる額※を著しく下回ってはならない。

【同条2項】(令和7年12月12日改正)

※ 「通常必要と認められる材料費等の額」とは、工事の施工場所の地域性、工事の具体的内容等を総合的に勘案した材料費等の額をいい、労務費については、建設工事において適正な労務費を確保するための基準として中央建設業審議会より勧告された「労務費に関する基準」が指標となる。【建設業法令遵守ガイドライン1-(6)】

○ 注文者は、見積書を請求するときは、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示するとともに、見積りをするために必要な政令で定める期間を設けなければならない。

【同条3項、令5条の9】

- ② 見積書を交付した建設業者に対する材料費等を著しく下回る変更の禁止(令和7年12月12日改正)
- 注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。【同条6項】
- ③ 見積書の考慮(令和7年12月12日改正)
- 注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めなければならない。【同条4項前段】
- ④ 工期・請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等(令和6年12月13日改正)
- 建設業者は、請け負う工事について「主要な資機材の供給不足・価格高騰」や「特定の工事の種類における労務の供給不足・価格高騰」が発生するおそれがあるときは、契約締結前までに見積書にこれらの情報を記載した書面を添付することにより、注文者に通知しなければならない。
【法20条の2第2項、省令13条の14第2項・13条の15】
 - 通知を行った建設業者は、工期・請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合は、注文者に工期や工事内容、請負代金の額の変更について協議を申し出ることができる。この場合に、協議の申し出を受けた注文者は、誠実に協議に応ずる※1努力義務※2がある。
【法20条の2第3・4項】
- ※1 協議を拒否したり、協議開始の先延ばしや一方的な協議の打ち切りなどは、「誠実に協議に応じた」ことにならない。
【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン2-1(7)】
- ※2 公共工事では、発注者は誠実に協議に応じる義務がある。【入契法13条2項】

⑤ 請負契約書の作成義務

工事請負契約の当事者は、契約の締結に際して、契約書を作成して相互に交付しなければならない。【法19条1項】

- 請負額や建設業許可の有無に関係なく、建設工事の発注者・元請・下請の全てに作成義務あり。
- 契約書には、法定事項である15項目※を記載するほか、署名又は記名押印が必要。
 - ※ 改正法により、法定事項15項目のうち「価格等の変動・変更に基づく請負代金の額の変更」については、新たに「変更額の算定方法に関する定め」も記載することが必要。【同条1項8号】(令和6年12月13日改正)
- 相手方の承諾があれば、省令で定める電子メールなどの電磁的方法も可能。【同条3項】

違反事例7

契約書不作成が常態化していたとして処分した事例

・民間工事において、元請人である建設業者が下請人に請負費の一部を不払いとした事案で、調査の結果、複数の下請人を対象に契約書不作成が常態化していたとして、当該元請人に対し、指示処分を行ったもの。

5 経営事項審査の適正な受審

① 経営事項審査とは

経営事項審査とは、建設業者が、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に必ず受けなければならない「経営に関する審査」である。【法27条の23第1項】

○ 公共工事の発注者は、競争入札に参加しようとする建設業者について「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けを行うこととなっており、「客観的事項」に当たる審査が「経営事項審査」である。

○ 公共工事を発注者から直接請け負うことができる期間は、経営事項審査の結果通知を受けてから、当該審査の基準日より1年7カ月が経過するまでの間に限られる。【省令18条の2】

② 経営事項審査の虚偽申請に対する監督処分

経営事項審査における虚偽の申請は、公共工事の適正な発注・施工に重大な支障を及ぼすため、建設業者が虚偽の申請によって得た経営事項審査結果を発注者に提出し、発注者がそれを入札に用いたときは、当該建設業者に対し原則として「30日間の営業停止」という厳しい処分が行われる。

【法28条1項2号・3項、福岡県建設業法に基づく監督処分の基準三-2-(3)-①-ii】

違反事例8

経営事項審査が失効していた期間に公共工事を発注者から直接請け負ったとして処分された事例

・経営事項審査を継続して受審しなかった建設業者に対し、経営事項審査の有効期間が失効していた期間に発注者から公共工事を直接請け負ったとして、指示処分を行ったもの。

違反事例9

完成工事高を水増しするなど不正に取得した経営事項審査結果により入札参加資格申請を行った事例

・完成工事高の水増しにより、「経営規模」の評点を不正に高くした経営事項審査結果通知書をもって公共工事入札参加資格申請を行った建設業者に対し、営業停止処分を行ったもの。

IV 適正な工事の施工

1 施工体制台帳及び施工体系図の作成

① 建設業法上の作成義務

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事のための下請契約の総額が**5,000万円**(建築一式工事の場合は**8,000万円**)**※**以上となる場合は、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置くとともに、施工体系図を作成して工事現場に掲示しなければならない。

【法24条の8第1・4項】(令和7年2月1日改正)

- 工事現場に備え置いた施工体制台帳は、発注者から求めがあったときは閲覧に供しなければならない。【同条3項】

② 入契法上の作成義務

公共工事を発注者から直接請け負った建設業者は、下請契約をした場合はその額に関係なく、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。【入契法15条1項】

- 公共工事の元請人は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
ただし、「CCUS等の情報通信技術を利用する方法により発注者が施工体制台帳の記載事項を確認できる措置」を講じた場合を除く。【同条2項、入契法施行規則2条】(令和6年12月13日改正)
また、発注者から現場の施工体制の点検を求められた場合は拒否できない。【同条3項】

違反事例10

工事を一括下請負する中で施工体制台帳等の未作成が生じた事例

- ・発注者から民間の建築一式工事を直接請け負った特定建設業者に対し、下請人に工事の主たる部分を一括下請負するとともに、施工体制台帳及び施工体系図も作成しなかったとして、営業停止処分を行ったもの。

違反事例11

公共工事で一括下請負を隠蔽するために虚偽の施工体制台帳等を作成した事例

- ・発注者から公共工事を直接請け負った特定建設業者に対し、発注者から一括下請負の指摘を受けないよう虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したとして、営業停止処分を行ったもの。

<イメージ> 施工体制台帳【作成例】

施工体制台帳の記入例

施工体制台帳

作成建設業者の名称とこの工事を担当する事業所名を記入

作成建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容を記入

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期・契約日を記入

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた主任又は監理技術者の氏名を記入

作成建設業者が置いた監理技術者補位の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名・資格・工事内容を記入(※)

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入

《下請負人に関する事項》

下請負人の名称及び所在地を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

主任又は監理技術者の資格を具体的に記入(※)

監理技術者補位の資格を具体的に記入(※)

健康保険等の加入状況

① 一号特定技能外国人の従事状況(有/無)

② 外国人建設労務者の従事状況(有/無)

③ 外国人技能実習生の従事状況(有/無)

《下請負人に関する事項》

会社名・事業所ID	○〇〇〇〇〇〇株式会社(0000000000000000)	代表者名	関東 五郎
住所	〒000-0000 ◆◆市◆◆区◆◆町◆◆0		
工事名称 工事内容	〇〇〇〇新築工事(コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工)		
工期	自 令和3年3月5日	契約日	令和3年3月4日

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大規模建築	大規模建築	第17777号	令和2年2月10日
大規模建築	大規模建築	第17777号	令和2年2月10日

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入

下請負人が置いた主任技術者の氏名・資格を記入

現場代理人名	関東 五郎	安全衛生責任者名	田中 一郎
主任技術者名	関東 六郎	安全衛生推進者名	山田 二郎
資格内容	一級建築施工管理技士	雇用管理責任者名	山田 二郎
		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

主任又は監理技術者の資格を具体的に記入(※)

監理技術者補位の資格を具体的に記入(※)

健康保険等の加入状況

健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入	加入	加入
適用除外	適用除外	適用除外

① 一号特定技能外国人の従事状況(有/無)

② 外国人建設労務者の従事状況(有/無)

③ 外国人技能実習生の従事状況(有/無)

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

①一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百四十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(四表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者)

②外国人建設労務者(同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの)

③外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

○健康保険等の加入状況

1. 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

2. 事業所整理番号等

①元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

②健康保険: 事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理番号及び事業所番号を記入。

③厚生年金保険: 事業所整理番号及び事業所番号を記入。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理番号及び事業所番号を記入。

④雇用保険: 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

○施工体制台帳の添付書類

- 作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
- 主任又は監理技術者が資格を有することは証明書の写し(監理技術者については監理技術者資格者証の写し)
- 主任又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの写し(健康保険証等の写し)
- 監理技術者補位又は専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証明するもの写し

○注意事項

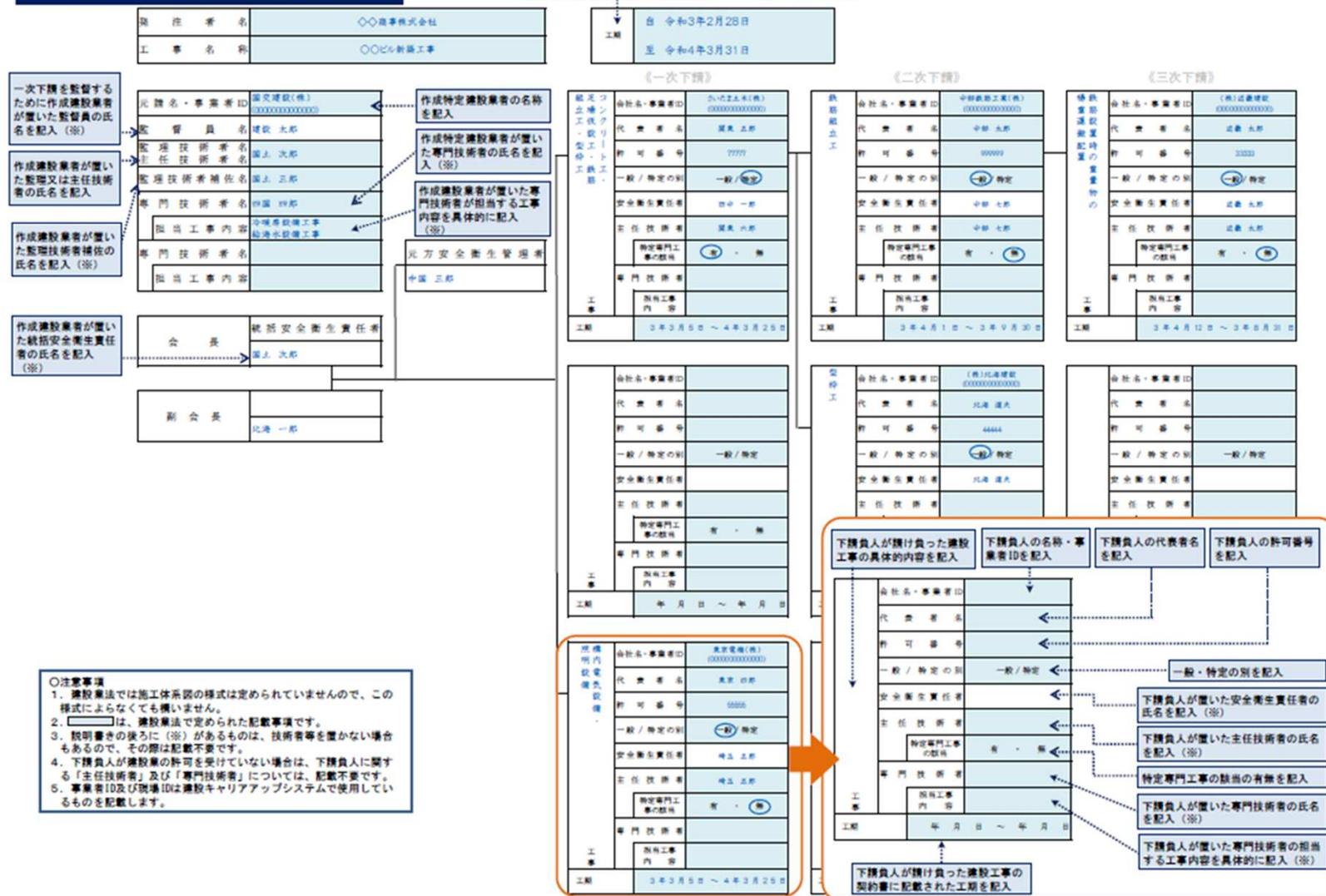
- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書の後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるため、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
- 事業所ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

<イメージ> 施工体系図【作成例】

施工体系図の記入例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

施工体系図

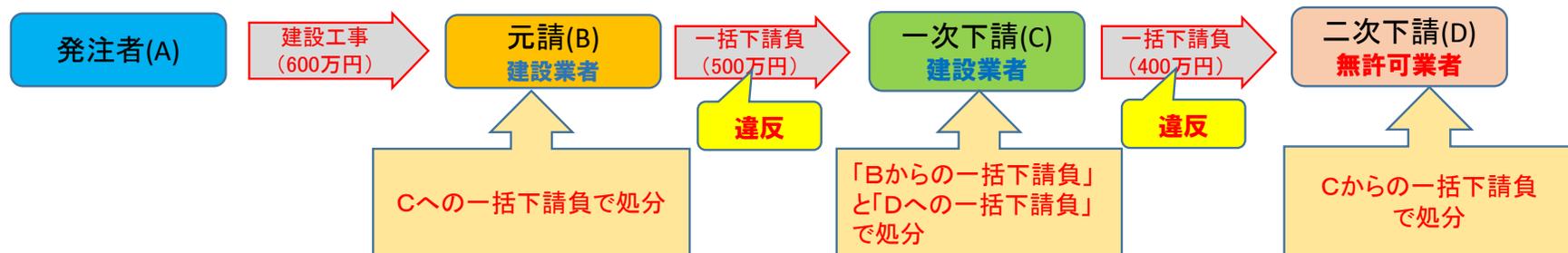


2 一括下請負の禁止

- ① 建設業者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならない。また、建設業を営む者は、建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。【法22条1項・2項】
- 軽微な工事も含めて、発注者から直接工事を請け負った建設業者が下請人に一括下請負する場合だけでなく、下請人がさらに下請人(孫請人)に一括下請負する場合も禁止される。
 - 「一括して他人に請け負わせる」ことは、「建設業者」だけが禁止される。
 - 「一括して請け負う」ことは、元請人が建設業者であれば、無許可業者も含めた「全ての下請人」について禁止される。
 - 元請人が「本体工事の大部分を同一の下請人に請け負わせた場合」などは、「元請人の実質的関与※」が認められない限り、一括下請負と判断される。
※ 実質的関与とは、①施工計画作成、②工程管理、③品質管理、④安全管理、⑤技術指導の全てをいう。

【一括下請負の何が悪いのか？】

発注者Aは、Bが建設業者であることを信頼して600万円で発注したが、実際は無許可のDが400万円で施工した。元請Bは、発注者Aの信頼を裏切り、差額200万円を一次下請Cと一緒に「中抜き」している。



違反事例12

特定建設業者が元請となるように偽装するため一括下請負させた事例

・一般建設業者Aが、特定建設業の許可が必要な民間工事を実質的に受注するために、施工の意思がない特定建設業者Bに元請させた上で、BからAに一括下請負させたとして、AとBの双方に対し営業停止処分を行ったもの。

違反事例13

民間工事において一括下請負により工事現場の安全対策等に重大な問題が発生した事例

・民間工事を受注した建設業者に対し、主任技術者を設置せず、技術指導や安全対策を講じない(高所からの廃棄物の投げ落としを放置した)まま、工事の主たる部分を無許可業者に一括下請負したとして、営業停止処分を行ったもの。

② 一括下請負禁止の例外

民間工事については、元請人があらかじめ発注者から書面による承諾を受けている場合は、一括下請負することができる。【法22条3項】

○ 公共工事は、発注者の承諾があっても一括下請負できない。【入契法14条】

○ 民間工事でも「共同住宅を新築する工事」は、発注者が承諾しても一括下請負できない。

【令第6条の3】

○ 実務的な取り扱いとして、発注者の書面による承諾に代えて、契約書の約款に「甲(発注者)は本工事について乙(元請)の指定する者が単独で行うことを承諾する。」などの条文を記載している例が見られるが、そのような取り扱いは発注者とのトラブルが生じた場合に「発注者の書面による承諾」があったと認められない可能性がある。

3 主任技術者・監理技術者の配置

① 建設業者は、工事の適正な施工を確保するため、工事現場に一定の資格を有する者(主任技術者・監理技術者)を配置する必要がある。【法26条1・2項】

○ 建設業者は、軽微な工事も含めて、全ての建設工事(下請工事も含む。)に主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)等の配置が必要となる。

○ 主任技術者等は、直接的かつ恒常的な雇用関係※(出向、派遣は不可)であることが必要。

※ 公共工事では、発注者から直接工事を請け負った元請人の「専任の主任技術者等」は、入札申込日以前に3月以上の雇用関係が必要。【監理技術者制度運用マニュアル(以下「監理技術者マニュアル」という。)二一四一(3)①】



違反事例14

他社からの在籍出向者を主任技術者として工事現場に配置した事例

・一般建設業者に対し、3件の公共工事において、他社からの在籍出向社員を直接的かつ恒常的な雇用関係があると偽装して主任技術者として配置したとして、営業停止処分を行ったもの。

違反事例15

公共工事において無資格者を主任技術者として工事現場に配置した事例

・一般建設業者に対し、公共工事において、法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しない社員を同号ロ(10年以上の実務経験)に該当するとして発注者に虚偽の登録をさせて主任技術者として配置したとして、営業停止処分を行ったもの。

【主任技術者等の配置義務・資格等】

技術者の区分	監理技術者	主任技術者
対象となる工事	1次下請の総額が 5,000万円 (建築一式は 8,000万円)以上となる建設工事	左記以外の全ての建設工事(軽微な工事も含む。)
配置義務のある者	発注者から直接工事を請け負った 特定建設業者	左記以外の全ての建設業者(元請、下請、孫請にかかわらない。)
必要な資格	<p>法15条2号イ・ロ・ハのいずれかに該当する者(特定営業所技術者と同じ。)</p> <p>○法15条2号イに該当する者 許可を受けようとする業種の工事について、国土交通大臣が定める一級国家試験に合格した者または免許を受けた者</p> <p>○法15条2号ロに該当する者 (指定建設業※は対象外であることに留意) 右記の主任技術者の要件のいずれかに該当し、かつ、元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>○法15条2号ハに該当する者 国土交通大臣がイまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定したもの</p>	<p>法7条2号イ・ロ・ハのいずれかに該当する者(営業所技術者と同じ。)</p> <p>○法7条2号イに該当する者 許可を受けようとする業種の工事について高校等(指定学科)を卒業後5年以上、大学・高等専門学校(指定学科)を卒業後3年以上の実務経験を有する者</p> <p>○法7条2号ロに該当する者 許可を受けようとする業種の工事について10年以上の実務経験を有する者</p> <p>○法7条2号ハに該当する者 イまたはロと同等以上の知識、技術、技能を有すると認められた者(一級・二級国家資格者等、及び一級・二級国家資格者等で一定の実務経験を有する者)</p>

※ 指定建設業とは、高度の施工管理能力が必要となる①土木工事業②建築工事業③電気工事業④管工事業⑤鋼構造物工事業⑥舗装工事業⑦造園工事業をいう。【令5条の2】

② 主任技術者の配置の緩和(特定専門工事)

特定専門工事(下請額の総額が**4,500万円**未満の鉄筋工事・型枠工事)においては、「元請人と下請人の合意」や「注文者の承諾」「元請人による指導監督経験がある主任技術者の専任配置」などの条件を満たすことで、建設業者である下請人が配置すべき主任技術者を配置しないことができる。【法26条の3、令31条2項】(令和7年2月1日改正)

③ 専任の主任技術者等の配置

公共性がある又は多数の者が利用する施設・工作物の建設工事で、1件の請負額が**4,500万円**(建築一式は**9,000万円**)以上のものには、「専任」の主任技術者等を工事現場に配置しなければならない。【法26条3項、令27条1項】(令和7年2月1日改正)

- 下請工事にも適用され、この場合には下請業者も「専任」の主任技術者の配置が必要。
- 「公共性がある又は多数の者が利用する施設・工作物」には個人住宅を除く殆どの工事が該当。
- 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時、継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事すること。ただし、工事が行われていないことが明確な期間は専任を要しない。

【監理技術者マニュアル三(1)④、(3)①】

- 専任の監理技術者は「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習の受講」が必要。【法26条5項】
- 請負金額の考え方【建設業法解説(改訂13版)376頁】
請負費(税込) + 注文者が材料を提供した場合は「材料の市場価格」及び「運送費」

違反事例16

資格がない者を専任の監理技術者として配置したとして処分した事例

・特定建設業者に対し、民間工事において、恒常的な雇用関係にない者(アルバイト)及び「監理技術者資格者証」を持たない者をそれぞれ専任の監理技術者として配置したとして、監理技術者の不設置により営業停止処分を行ったもの。

4 主任技術者・監理技術者の兼任

① 営業所技術者等と主任技術者等との兼任

ア 「営業所技術者等」と「専任を要しない主任技術者」との兼任

営業所技術者等は、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者であることが必要だが、次の要件を全て満たす場合は主任技術者との兼任ができる。【監理技術者マニュアルニーニ(5)②2】
なお、工事現場と営業所が近接でないなどアに該当しない場合、イの要件を満たせば兼任できる。

- i 所属する営業所で契約締結した工事で、主任技術者に「専任性」が求められていないものであること。
- ii 工事現場と営業所が兼務可能なほどに近接し、営業所と常時連絡が取れる体制であること。
- iii 営業所技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 「営業所技術者等」における「専任を要する主任技術者等」の職務の特例

ICTの活用により次の要件を全て満たす場合は、営業所技術者は「専任を要する主任技術者」を、特定営業所技術者は「専任を要する主任技術者又は監理技術者」をそれぞれ兼任できる。

【法26条の5、令33・34条、省令17条の5・17条の6、監理技術者マニュアルニーニ(5)②1】(令和6年12月13日改正)

- i 所属する営業所で契約締結した工事で、兼任できる工事現場は1カ所であること。
- ii 工事の請負費が政令で定める金額(1億円。建築一式は2億円。)未満であること。
- iii 営業所と工事現場の間の距離が1日で巡回可能で、移動時間が概ね片道2時間以内であること。
- iv 営業所技術者等を兼任させようとする建設業者を注文者とする下請契約から数えて、下請次数が3次までの工事であること。(施工体系図上の数え方と異なることに注意。29ページ参照。)
- v 営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずる者(土木一式・建築一式工事の場合は実務経験1年以上の者であること。常駐義務はなく、直接的・恒常的な雇用も不要。)を配置すること。
- vi 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術(CCUSが望ましい)の措置を行っていること。
- vii 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(スマホ可)を設置し、かつ、通信可能な環境が確保されていること。
- viii 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に据え置くとともに、営業所で保存すること。
- ix 営業所技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 専任の主任技術者等における兼任

ア 専任の主任技術者等の兼任

専任の主任技術者又は監理技術者は、契約工期が重複し、かつ、それぞれの工事対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合に、同一の主任技術者等による管理が合理的と認められるときは、全ての注文者から書面による承諾を得れば、同一の工事とみなしてこれらを兼任できる。

ただし、それぞれの工事の下請額の合計が**5,000万円**（建築一式は**8,000万円**）以上となる場合は、特定建設業の許可及び専任の監理技術者の配置が必要となる。

【監理技術者マニュアル三ー(2)④】(令和7年2月1日改正)



イ 専任の主任技術者の兼任緩和

専任の主任技術者(監理技術者は含まれない。)は、公共性のある施設等において密接な関連のある工事(専任を要する工事を含む。)を同一又は近接(10km程度まで)した場所で施工する場合は、原則2件程度まで**※兼任**できる。【令27条2項、監理技術者マニュアル三ー(2)③】

※ 福岡県発注工事は2カ所まで。【土木工事施工管理の手引き】

ウ 専任の主任技術者等の設置の特例（専任特例1号）

ICTの活用などにより、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者等は他の工事現場の専任の主任技術者等との兼任ができる。

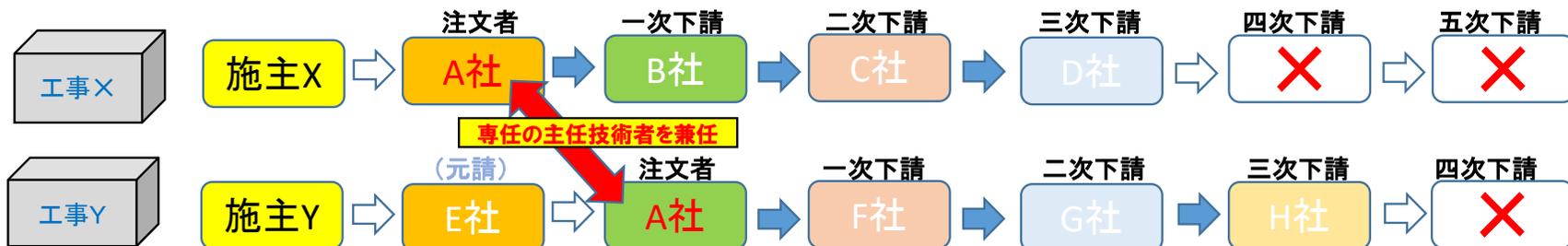
【法26条3項1号、令28・30条、省令17条の2・17条の3、監理技術者マニュアル三ー(2)①】(令和6年12月13日改正)

- i 工事の請負費が政令で定める金額(1億円。建築一式は2億円。)未満であること。
- ii 工事現場の間の距離が1日で巡回可能で、移動時間が概ね片道2時間以内であること。
- iii 主任技術者等を兼任させようとする建設業者を注文者とする下請契約から数えて、下請次数が3次までの工事であること。**(施工体系図上の数え方と異なることに注意※)**
- iv 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者(土木一式・建築一式工事の場合は実務経験1年以上の者であること。常駐義務はなく、直接的・恒常的な雇用も不要。)を配置すること。
- v 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置(CCUSが望ましい。)を行っていること。
- vi 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(スマホ可)を設置し、かつ、**通信可能な環境が確保されていること。**
- vii 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に据え置くとともに、営業所で保存すること。
- viii 兼任できる建設工事の数は2を超えないこと。

なお、専任特例1号の要件を満たす主任技術者等は、専任を要しない主任技術者等を兼務することは可能であるが、その場合は当該専任を要しない工事についても「ウ」の要件を満たす必要がある。

【監理技術者マニュアル三ー(2)①8)後段】

※ 専任特例1号が認められる建設工事の下請次数(三次まで)の数え方



エ 監理技術者補佐の設置による専任の監理技術者の兼任(専任特例2号)

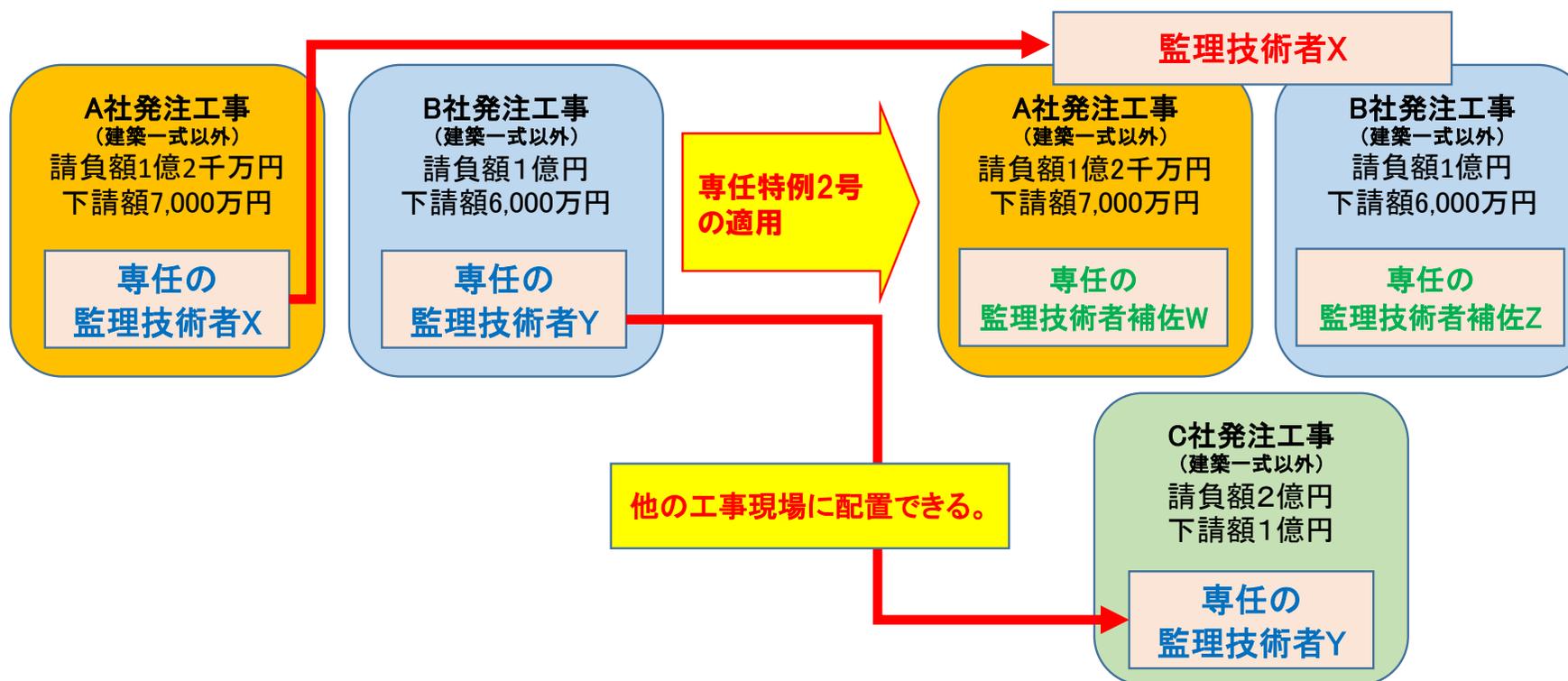
特定建設業者が監理技術者の職務を補佐する者※1を工事現場に「専任」で配置したときは、同一の監理技術者が2現場まで※2兼任できる。【法26条3項2号、令30条】

※1 監理技術者補佐の資格【令29条】

ア 一級施工管理技士補で、主任技術者の要件(該当する工事について、二級施工管理技士など必要な資格等を保有していること)を満たす者

イ 監理技術者となる要件を満たす者

※2 監理技術者が兼任できる工事現場の範囲は、福岡県発注工事の場合は工事の特記仕様書に要件を記載することがあるので注意すること。【土木工事施工管理の手引き】



5 法令の遵守

建設業法では、建設業法や他の法令に違反した場合は、同法に基づく許可の取消処分、営業停止処分又は指示処分を行うことがある。

① 「許可の取消」のうち法令違反によるもの

次に掲げる法令違反により刑罰を受けたことで「許可の欠格要件」に該当した場合は、許可を取り消さなければならない。【法29条1項2号】

ア 「拘禁刑以上」の刑※に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者【法8条7号】

- 刑法その他我が国の全ての法律の規定により拘禁刑以上の刑が確定した者が対象
- 執行猶予の有無を問わない。

※ 令和7年6月から「禁錮刑」及び「懲役刑」が、「拘禁刑」に一本化

イ 次に掲げる法令の規定により「罰金」の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者【法8条8号】

- ・建設業法
- ・建設工事の施工に関する法令の規定で政令で定めるもの
- ・建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・刑法204条(傷害罪)、206条(現場助勢罪)、208条(暴行罪)、208条の2(凶器準備集合罪)、222条(脅迫罪)、247条(背任罪)
- ・暴力行為等処罰に関する法律

ウ 役員等又は政令で定める使用人(支配人・営業所長)が上記ア又はイに該当する「法人」

【法8条12号】

違反事例17

建設業者の役員が詐欺罪で拘禁刑が確定したため、当該法人の許可が取り消された事例(アに該当した法人)

- ・建設業者に対し、代表取締役が詐欺罪で拘禁刑(執行猶予付き)が確定したため、法29条1項2号に該当するとして、許可を取り消したものの。

違反事例18

建設業者の役員が傷害罪で罰金刑が確定したため、当該法人の許可が取り消された事例(イに該当した法人)

- ・建設業者に対し、取締役が傷害罪で罰金30万円の略式命令を受けその刑が確定したため、法29条1項2号に該当するとして、許可を取り消したものの。

② 「営業停止・指示」のうち建設業に関する他法令違反によるもの

建設業者(法人の場合は当該法人若しくはその役員等)又は政令で定める使用人が、その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるときは、監督官庁は指示処分又は営業停止の処分を行うことができる。【法28条1項3号・同条3項】

○ 福岡県建設業法に基づく監督処分の基準により「営業停止処分」となる主なもの。

- ・建設業者の業務に関する談合・贈賄等(公契約関係競売等妨害罪・談合罪・贈賄罪などの刑法違反、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)により刑に処せられた場合
- ・労働安全衛生法違反により役職員が刑に処せられ、かつ業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合
- ・次の法令により役職員が刑に処せられたとき
建築基準法、労働基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法、特定商取引に関する法律、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律、法人税法・消費税法等の税法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法 ※これらは例示であり、これら以外の法令違反でも営業停止となる場合がある。

違反事例19

廃棄物処理法違反で罰金刑が確定した建設業者について営業停止処分を行った事例(処分基準に例示あり)

- ・建設業者に対し、解体工事で発生した廃棄物の不法投棄により、廃棄物処理法違反で当該建設業者及び従業員が罰金50万円の略式命令を受けその刑が確定したため、営業停止処分を行ったもの。

違反事例20

入管法違反で罰金刑が確定した建設業者について営業停止処分を行った事例(処分基準に例示なし)

- ・建設業者(個人)に対し、不法残留外国人を就労させたとして当該建設業者が出入国管理及び難民認定法違反で罰金20万円の略式命令を受けその刑が確定したため、営業停止処分を行ったもの。

6 建設業における時間外労働の上限規制

国の働き方改革の中で、これまで建設業など一部の業務について適用除外とされていた「時間外労働の上限規制(罰則付き)」が、令和6年4月から全面的に適用されている。

適用により、36協定で特別条項を定めても時間外労働の上限が罰則付きで規制されるため、労務管理の徹底や適正な工期の設定など長時間労働の削減に向けた取組を推進する必要がある。

	令和6年3月まで	令和6年4月以降
原則	【労働基準法】 ① 1日8時間、1週間40時間 ② 36協定で定めた時間まで時間外労働可能 ③ 災害など避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	【労働基準法】 現行と同じ
36協定の限度	【大臣告示】※強制力なし ① 原則、月45時間かつ年360時間 ② 臨時的で特別な事情がある場合(特別条項)、延長に上限なし(年6ヶ月まで)  ○これらは建設業には適用がないため、現在は適法な36協定があれば時間外労働の上限はない。	【改正労働基準法】※強制力・罰則あり ① 原則、月45時間かつ年360時間 ② 特別条項でも次の制限あり。 ア 年720時間を超えないこと イ 一次的に事務量が増える場合でも a 2～6カ月の平均で80時間以内であること。 b 単月100時間未満であること。 c 原則(月45時間)を上回る月は年6回まで  ○建設業では、このうち②イ a 及び b は、特別条項が「災害からの復旧・復興」である場合に限り、適用なし。

V 下請人との適正な取引の推進

1 適正な工期の設定

① 著しく短い工期の禁止

注文者・建設業者※¹は、その注文した・請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間※²を工期とする請負契約を締結してはならない。

【法19条の5第1・2項】

※¹ 改正法により、「受注者である建設業者」も著しく短い工期での契約が禁止(令和7年12月12日改正)

※² 著しく短い期間とは、「工期に関する基準(令和2年7月中央建設審議会勧告)」に照らして不適正に短かく設定された期間をいう。【建設業法令遵守ガイドライン3-1】

② 工程の細目を明らかにした見積り

建設業者は、請負契約の締結に当たり、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならない。【法20条1項】

※ 建設工事の注文者は、建設業者が工事の見積もりをするために必要な期間を設けなければならない。【同条3項】

③ 工期等に影響を及ぼす事象に係る情報の通知義務

ア 建設工事の注文者は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象※で把握しているものについて、契約締結までに建設業者に必要な情報を書面で通知しなければならない。

【法20条の2第1項、省令13条の15第1項】(令和6年12月13日改正)

※ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象【省令13条の14第1項】

・地盤沈下、土壌汚染その他の地中の状態に起因する事象、騒音・振動その他の周辺環境に配慮が必要な事象

イ 建設業者は、請け負う工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象※が発生する恐れがあると認めるときは、契約締結までに注文者に書面で通知しなければならない。

【法20条の2第2項、省令13条の15第2項】(令和6年12月13日改正)

※ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象【省令13条の14第2項】

・天災その他不可抗力による主要な資機材の供給不足や価格高騰、特定の工事種類の労務の供給不足や価格高騰

2 適正な請負代金の設定

① 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

【法19条の3】(令和7年12月12日改正)

※ 改正法により、「受注者である建設業者」も正当な理由なく原価に満たない金額での契約が禁止

○ 不当に低い請負代金の問題となるケース

ア 社会保険料・労働災害防止対策経費の一方的削減【建設業法令遵守ガイドライン14-2-3】

社会保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、また、建設工事現場における労働災害防止対策に要する経費は元請人及び下請人が義務的に負担しなければならない費用である。

いずれも法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれ、下請人が見積書に「法定福利費」や「労働災害防止対策に要する経費」を明示した場合に元請人がこれを一方的に削減して契約を締結することは「不当に低い請負代金」に該当する。

イ 指値発注【建設業法令遵守ガイドライン6】

指値発注とは、元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示(指値)し、その額で下請負人に契約を締結させることをいう。

指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考えられ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

ウ 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び工期の確保違反
【建設業法令順守ガイドライン5】

原材料費等が高騰している状況で、元請人が、下請人からの法20条の2に基づく請負代金の額の変更協議や契約締結後の事象に基づく請負代金の額の変更協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合は、「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがある。(令和6年12月改正)

エ やり直し工事の一方的な負担【建設業法令遵守ガイドライン8】

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合は、「請負契約書の作成義務」や「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがある。

オ 赤伝処理【建設業法令遵守ガイドライン9】

赤伝処理とは、元請負人が「一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用」「下請代金の支払に関して発生する諸費用」「下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用」「その他の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費等)」を下請代金の支払時に差引く(相殺する)行為である。

赤伝処理については、下請人との協議・合意がないまま元請負人が一方的に行った場合や、下請人との合意はあるものの差引額の算定根拠が不明確な場合、実費よりも過大な額を差し引いた場合などは、「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがある。

② 不当な使用資材等の購入強制の禁止

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。【法19条の4、建設業法令遵守ガイドライン7】

3 適正な検査及び引渡し

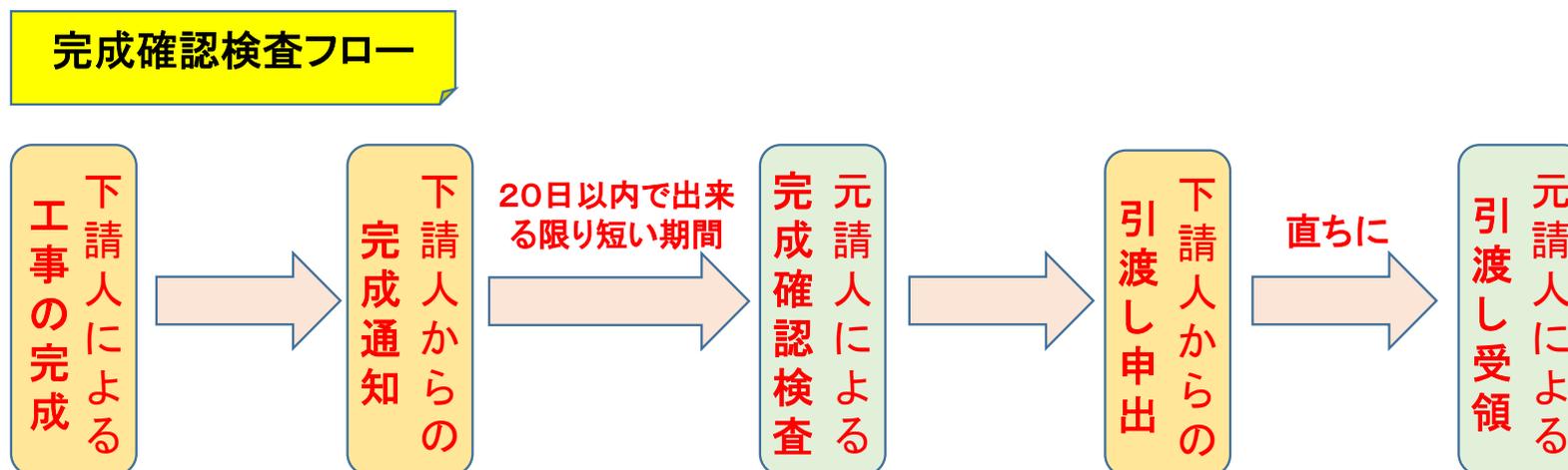
元請人は、下請人が工事を完成させたときは、請負代金の支払いを遅延させないため、また、工事の目的物に係る「保管責任」や「危険負担」を下請人から適正に引き継ぐため、完成検査や引渡しの受領を適正に行う必要がある。

① 元請人による適正な完成検査

元請人は、下請人から工事完成の通知を受けたときは、20日以内のできる限り短い期間内に、下請工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。【法24条の4第1項】

② 元請人による適正な引渡しの受領

元請人は、完成検査後に下請人から工事の目的物の引渡しの申出を受けたときは、直ちに引渡しを受けなければならない。【同条2項】



4 適正な下請負費の支払い

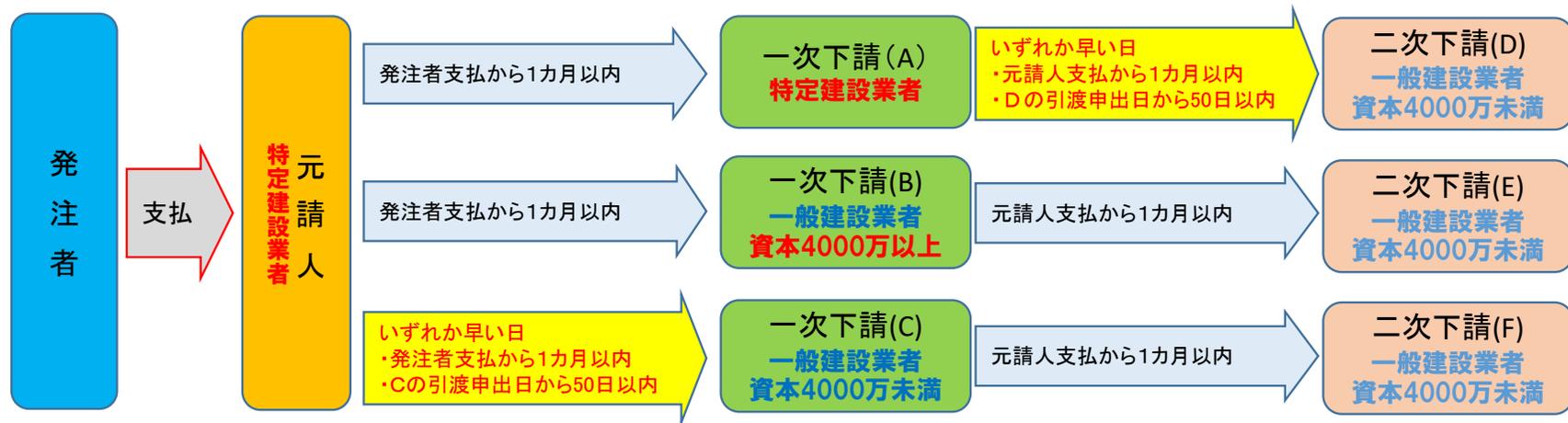
① 下請代金の支払期日

元請人は、注文者から出来高部分又は工事完成後の支払いを受けたときは、当該工事の下請人に対して、相応する下請代金を1カ月以内※で、かつ、出来る限り短い期間内に支払わなければならない。【法24条の3第1項】

※本規定は強行規定であり、これよりも遅い期日を契約で定めても無効である。

② 特定建設業者の下請代金の支払期日

特定建設業者は、注文者から支払を受けたかどうかにかかわらず、下請人(特定建設業者及び資本金が4,000万円以上の法人を除く。)から引渡しの出があった場合は、当該申出日から起算して50日以内で、かつ、出来るだけ短い期間内に下請代金を支払わなければならない。支払いが遅延した場合は、遅延利息(年14.6%)を支払う必要がある。【法24条の6第1・4項、令7条の2、省令14条】



③ 手形期間の短縮について

特定建設業者は、自らが注文者となった建設工事の請負契約において、下請人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合は、下請代金の支払いとして「割引困難な手形」を交付してはならない。【法24条の6第3項】

「割引困難な手形」とは、従来、手形期間が「120日間」を超える手形を割引困難な手形として指導してきたが、令和6年11月1日以後に交付された手形については、手形期間が「60日間」を超えるものを割引困難な手形として指導の対象とする。

【令和6年4月30日国土交通省不動産・建設経済局長通知】

VI 參考資料

建設業に関する各種相談窓口

建設業の法令違反に関する通報窓口

1 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240
FAX 0570-018-241

E-mail: hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp
※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】
10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

建設業に関する総合的な相談窓口

2 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

国土交通省では、品確法の運用指針の理解の促進への意図の達成や建設業の労務単価の適正化、品確法の運用指針や労務単価の適正化を図る目的を達成し、労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策など、様々な建設業に関する様々な相談を受け付けています。



TEL 0570-004976

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

国土交通省
土木・建設産業局 建設課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

3 建設業取引適正化センター

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail: tokyo@tektori.or.jp

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail: osaka@tektori.or.jp

相談料
無料



【受付時間】
9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)

建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業法セミナーに関する窓口

4 建設業法セミナー

- 『建設業者のための建設業法』や『適正な下請契約（建設業法令遵守ガイドライン）』等のテーマで講師を派遣します。
- また、『建設キャリアアップシステム』、『社会保険の推進』といった、最近の建設行政における話題等についても説明しています。

TEL : 092-471-6331 (代表) 内線 6142,6160

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html

担当：九州地方整備局 建設部 建設産業課
連携推進係

九州地方整備局 建設業法セミナー

検索

講師を派遣します！
建設業法セミナー
「建設業法セミナー」を開催します。建設業法に関する最新の動向や、建設業法の実務上の課題などについて、建設業法に関する専門家から講演を行います。

【開催日時】
2023年10月10日(水) 13:00～17:00

【開催場所】
九州地方整備局 建設部 建設産業課

【参加費】
無料

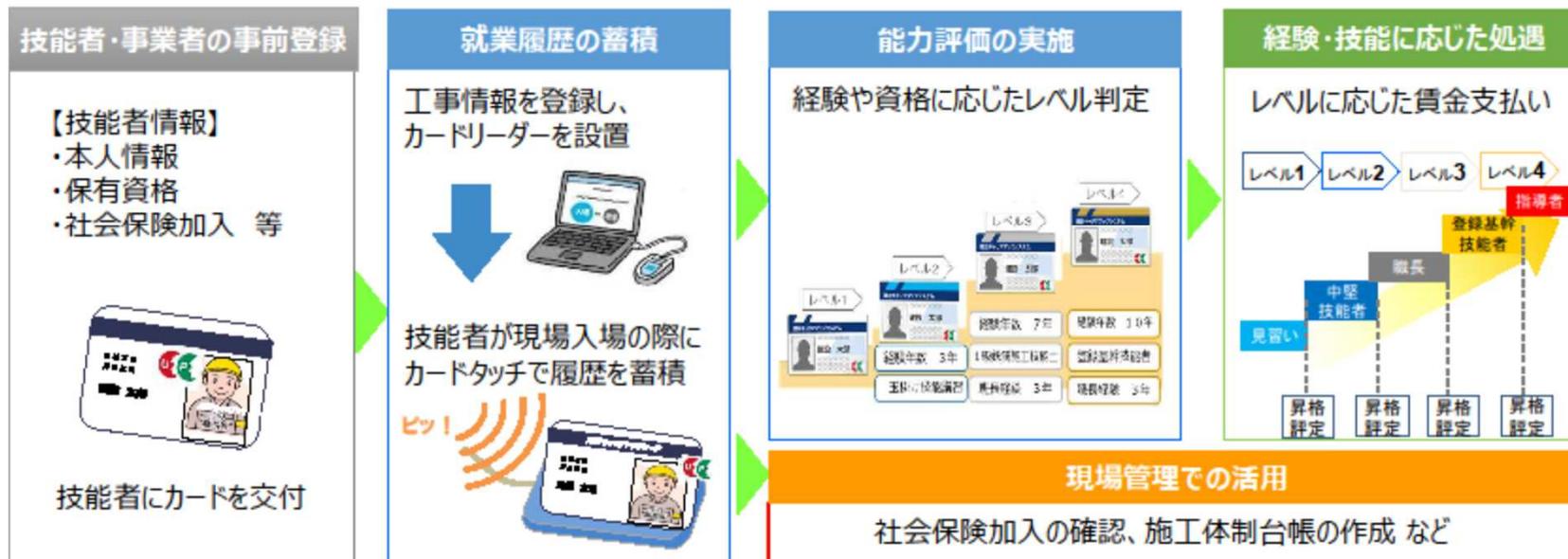
【申し込み】
建設業法セミナーの申し込みは、建設業法セミナーの申し込みフォームから行います。

【お問い合わせ】
建設業法セミナーの問い合わせは、建設業法セミナーの問い合わせフォームから行います。

建設キャリアアップシステムの目的

目的	「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇 につなげようとするもの
技能者の処遇	技能者の 技能・経験に応じた処遇改善 を進めることで、①若い世代が キャリアパスの見通しをもて 、② 技能者を雇用し育成する企業に人が集まる 建設業を目指す
人材確保	
生産性向上	また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>





見る・知る・楽しむ 手の中のCCUS！

CCUS技能者スマホアプリ『建キヤリ』登場！

建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キヤリ」を本日、11月29日にリリース。運用を開始しました。
CCUS登録技能者の皆様へ便利にお使いいただけるよう、多くの機能をご用意しました。「どんなアプリなの？」か、主な機能や画面等をご紹介します。

◎ 建キヤリとは？

「建キヤリ」は、日本初の業界横断的な技能者向けスマートフォンアプリであり、300万人ともいわれる建設技能者共通のアプリを目指しています。CCUSに登録している基本情報や就業履歴を、技能者本人が容易に確認、登録している資格者証などをいつでも画面表示できます。また、能力評価のサポートや建退共掛金納付状況、CCUS応援団の特典なども確認可能。CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。
ダウンロードは無料。iPhoneでもAndroidスマホでもご利用いただけます。



【参考】建設業法において請負額によって適用が変わる主な規定(まとめ)

適用条文	適用対象	適用となる請負額	請負額の考え方	その他
建設業の許可 (第3条第1項第1号)	元請・下請の全て	請負額が 500万円以上 (建築一式は 1,500万円以上)	①税込み ②元請が支給・負担した材料費及び運送費等を含む。	(改正なし)
特定建設業の許可 (第3条第1項第2号)	発注者から直接工事を請け負った元請人	1次下請の総額が 5,000万円以上 (建築一式は 8,000万円以上)	①税込み ②元請が支給・負担した材料費及び運送費等は含まない。	R7. 2. 1改正 4,500万円 → 5,000万円 7,000万円 → 8,000万円
主任技術者・監理技術者の専任性 (第26条第3項)	建設業者である元請・下請の全て	請負額が 4,500万円以上 (建築一式は 9,000万円以上)	①税込み ②元請が支給・負担した材料費及び運送費等を含む。	R7. 2. 1改正 4,000万円 → 4,500万円 8,000万円 → 9,000万円
専任の主任技術者等が兼任できる建設工事 (第26条第3項第1号) 【専任特例1号】	専任の主任技術者等を配置する建設業者(元請・下請を含む)	請負額が 1億円未満 (建築一式は 2億円未満)	①税込み ②元請が支給・負担した材料費及び運送費等を含む。	R6. 12. 13新設 ※ 専任特例となるためには「ICTの活用」や「連絡員の設置」など他の要件も満たす必要があることに留意。



福岡県
Fukuoka Prefecture